



申22号

2022年度賃金引き上げに等に関する申し入れ

ヘアゼロ回答!!

- ①令和4年4月1日現在、満55歳未満の社員
定期昇給を実施、その際の昇級係数は4とする。
- ②前項の精算については、令和4年6月24日以降、準備
でき次第とする。
- ③昨年の定期昇給、昇級係数2カットの実損回復なし！
- ④第二基本給制度の凍結なし！
- ⑤65歳定年制導入なし！

到底納得できません！
皆さんの声を聞かせてください！！

本部で意見集約をしています！
右の二次元コードから意見を届けよう！

